

令和7年度阿蘇くまもと空港－管内観光地間の交通アクセス強化に向けた調査・ 検討業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 プロポーザルの目的

本事業の実施効果を最大限に高めるため、企画提案力及び業務遂行能力等の専門性の高いスキル等を有する受託者を選定する必要があるため、公募型プロポーザルを実施する。

2 委託する業務

- (1) 事業名 令和7年度阿蘇くまもと空港－管内観光地間の交通アクセス強化に向けた調査・検討業務委託
- (2) 実施主体 熊本県
- (3) 主な業務内容 別添「令和7年度阿蘇くまもと空港－管内観光地間の交通アクセス強化に向けた調査・検討業務委託 基本仕様書」のとおり
- (4) 委託期間 契約締結の日から令和8年（2026年）3月6日（金）まで
- (5) 予算上限額 3,852千円（消費税及び地方消費税額を含む。）
※提示額は、提案にあたっての目安（上限）を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではありません。

3 参加資格

次に掲げる条件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立をされた者。
 - ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分の期間中である者。
- (3) 都道府県税において未納がない者であること。
- (4) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

4 プロポーザルに係る実施スケジュール

内容	日程・期限
(1) 公募開始	令和7年7月14日(月)
(2) 質問書の提出期限	令和7年7月16日(水) 17時00分 必着
(3) 質問書の回答期限	令和7年7月18日(金)
(4) 参加表明書提出期限	令和7年7月22日(火) 17時00分 必着
(5) 企画提案書提出期限	令和7年7月30日(水) 17時00分 必着
(6) ヒアリング審査	令和7年8月7日(木) ※詳細は別途通知
(7) 選定結果通知	ヒアリング審査後1週間程度を予定

5 募集方法

本要領及び必要書類等を熊本県ホームページに掲載する。

6 参加申請に関する質問

参加申請に関して疑義がある場合は、次のとおり質問を受け付ける。ただし、質問事項は参加表明書、企画提案書等の記載方法及び基本仕様書の内容等に関するものに限る。

(1) 提出方法

- ・ 質問書(様式1)に必要事項を記入のうえ、本実施要領の末尾に記載するメールアドレスあてに電子メールにより提出すること。なお、電話又は口頭のみでの質問は一切受け付けない。
- ・ メール送信時、件名に「令和7年度阿蘇くまもと空港―管内観光地間の交通アクセス強化に向けた調査・検討業務委託プロポーザル質問」と付記すること。

※ 複数の事業者により参加する場合は、代表事業者が他の構成員の質問もまとめたうえで提出すること

(2) 提出期限

令和7年(2025年)7月16日(水) 17時00分 必着

(3) 質問への回答

質問書に対する回答は、電子メールで行う。なお、受け付けた質問内容及び回答は、必要に応じて、質問者名等を伏せて熊本県のホームページに掲載するとともに、参加者全員に知らせる場合がある。

7 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加申請する者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書(様式2)

イ 誓約書(様式3)

ウ 会社概要(様式4)

※ 会社概要のわかるパンフレット等を添付すること。

エ 登記事項証明書（写し可、提出日前3か月以内に発行された現在事項証明書）

オ 直近一事業年度分の貸借対照表及び損益計算書の写し

カ 都道府県税の未納がないことの証明書（写し可、提出日前3か月以内に発行されたもの）

・熊本県内に本店又は支店等がある場合は、各広域本部、各地域振興局又は県自動車税事務所のいずれかで発行する、熊本県税（全般）について未納がない旨の証明書。

・熊本県内に本店又は支店等がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納がないという証明書。「都道府県税に未納がない」という証明書が発行されない場合は、法人住民税及び法人事業税・地方法人特別税についての直近の事業年度分の納税証明書。

※ 令和7年度（2025年度）熊本県の入札参加資格を有している者は、上記エからカまでの書類を省略可能。その場合、会社概要（様式4）の「入札参加資格」欄に該当する登録番号を記入すること。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

本実施要領の末尾に記載する担当あてに持参又は郵送により提出するとともに、電子メールにより提出すること。

(4) 提出期限

令和7年（2025年）7月22日（火）17時00分 必着

8 企画提案書の提出

本実施要領及び別添基本仕様書等を踏まえて、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

・企画提案書（様式5）

・業務実績調書（様式6）

・事業者の取組に関する申出書（別添7）

・見積書及び見積明細（任意様式）

※ 自社仕様で可。見積明細については、別添基本仕様書「4 委託業務内容」に定める項目ごとに内訳を記載すること。但し、提案内容に応じて業務項目の追加を認める。

・その他添付書類

(2) 提出部数

各6部

(3) 提出方法

本実施要領の末尾に記載する担当あてに持参又は郵送により提出するとともに、電子メールにより提出すること。

(4) 提出期限

令和7年（2025年）7月30日（水）17時00分 必着

(5) 注意事項

・担当者の連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず記入すること。

・期限までに提出されなかった提出書類は、いかなる理由でも受け付けない。

・原則として、提出後における提出書類の返却、差し替え及び再提出は認めない。

9 受託者の選定方法

(1) 選定方法

審査会において提出書類及びヒアリングによる審査を行い、審査会による結果を考慮のうえ、県が最適提案者を決定する。

(2) 審査基準

審査基準は以下のとおり。審査会において別表1の審査項目に基づき評価し、その合計を評価点とする。また、別表2に定める加点基準に該当する場合は、加点（審査員ごとではなく該当する提案者ごとに加点）を行う。

各審査員の評価点の合計と加点項目を合算した点数を総合評価点とし、これが最も高い提案者を最適提案者とする。ただし、採用基準点を60点とし、総合評価点の平均（総合評価点を審査員数で除した点数）が採用基準点に満たない場合は、採用しない。

また、総合評価点が高点となった場合、「イ 企画提案について（55点）」の高い者を最適提案者とし、それもまた同点の場合、審査員の協議によって決定する。

別表1：審査基準

項目	内容	関係様式	配点
ア 参加資格	・プロポーザル参加条件に該当するか。	様式2、3	適・否
イ 企画提案 について (55点)	・事業実施の背景や目的を理解し、本事業の位置づけや目的に沿った提案内容となっているか。	様式5 その他	5
	・提示している予算上限を踏まえ、効果的な調査・分析手法が提案されているか。	様式5 その他	20
	・調査・分析を行った後のアウトプットイメージが示されているか。またそれは次年度以降の取組み検討に資するものであるか。	様式5 その他	15
	・本事業における分析に資する調査サンプル数（見込み）が示されているか。	様式5 その他	10
	・本委託事業の遂行に効果的な追加提案があるか。	その他	5
ウ 業務遂行 能力につ いて (20点)	・知識や経験、根拠等に基づいた提案能力があり、企画提案及びプレゼンテーションの内容に説得力があるか。	様式6	10
	・同種・類似業務の実績があり、業務遂行に十分な知識・経験・ノウハウを有しているか。	様式5 その他	10
エ 実施体制 について (20点)	・実効性があり、かつスピード感を持った事業スケジュールが提案されているか。	様式5 その他	10
	・事業スケジュールのとおり業務を遂行できる業務体制が構築されているか。	様式5 その他	10
オ 経費につ いて (5点)	・見積の内訳が具体的かつ適切に設定されており、本事業の遂行に見合った積算金額となっているか。	見積書 及び見積 明細	5

評価点	100
-----	-----

別表2：加点基準（※様式7にて事務局で確認）

項目	内容	配点
カ 熊本県中小企業振興基本条例について (2点)	・左記条例に定める中小企業者又は小規模企業者に該当するか。	2
キ 持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例について (4点)	・熊本県ブライツ企業の認定を受けているか。	1
	・障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか。	1
	・事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者義務及び任意、エコアクション 21、RE100、再エネ 100 宣言 RE Action のいずれかの認証等、または 森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか。	1
	・熊本県 SDGs 登録制度に登録しているか。または、パートナーシップ構築宣言をポータルサイトに登録しているか。	1
評価点		6

※ただし、加点は満点（100点）に達するまでとする。

(3) ヒアリング審査の実施

・実施日

令和7年（2025年）8月7日（木）

・ヒアリング方法

提出された企画提案書を使用し、提案内容のプレゼン及び質疑応答により行う。

なお、ヒアリングは非公開とする。

※ 詳細な日時、場所及び実施方法については、別途通知する。

(4) 審査結果の通知

最適提案者選定後、提案書記載の住所あてに選定又は非選定の結果を文書にて通知する。

10 契約

(1) 契約

最適提案者として選定された者と県との協議により契約を締結する。ただし、協議が整わない場合、あるいは最適提案者が辞退した場合等は、審査会において次点とされた提案者と協議のうえ、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約にあたっては、熊本県会計規則第77条の規定により契約保証金を納付すること。

なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付す

る。ただし、熊本県会計規則第78条に該当する場合、契約保証金は免除する。

11 関係書類

関係様式等は、次の熊本県ホームページから入手すること。

URL <https://www.pref.kumamoto.jp//site/kenhoku/240160.html>

12 その他留意事項

- (1) 提出された企画提案書等は、最適提案者の選定以外には使用しない。また、提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。
- (2) 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (3) 受託者の選定のため、提出された提案書の写しを作成し、使用することがある。
- (4) 提出された提案書は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づき公開することがある。
- (5) 提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意し、関係者とトラブルがないようにすること。
- (6) 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、最適提案者の企画提案書の著作権は、委託契約締結以降、委託者に帰属するものとする。また、本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により作成した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。
- (7) 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (8) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合がある。
 - ・関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - ・関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ・関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - ・その他、協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
- (9) 審査で最高位の評価を受けた者が参加資格を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。（この場合、審査会において次点とされた提案者と契約交渉を行うものとする。）
- (10) 審査で最高位の評価を受けた者を受託者として選定した後に、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (11) 参加者が1社のみであった場合でも、本公募型プロポーザルでの選定は実施する。
- (12) 参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、速やかに参加辞退届（様式8）を提出すること。

13 問い合わせ先

〒861-1331 熊本県菊池市隈府 1272-10

熊本県北広域本部総務部振興課振興班 担当：藤本・吉田

TEL：0968-25-4121

E-Mail：hokusoushinkou26@pref.kumamoto.lg.jp